

本契約条項は、甲が「リモートアシスタンス」を利用する場合に適用されます。

1. 「リモートアシスタンス」とは、乙がインターネット及び甲のイントラネットを利用して、注文書に記載の契約対象商品(以下、「機械」といいます)に対して、乙が別途定めるセキュリティポリシーに基づきリモートでサポートすることをいいます。
2. 対象のプリントコントローラーに障害が発生した場合、乙は、乙の判断により、甲のプリントコントローラーにリモート接続を行い、プリントコントローラーの修復支援を行います。
3. 甲における「リモートアシスタンス」の接続環境の整備維持等に必要な費用は、甲が負担します。
4. 乙は「リモートアシスタンス」を提供するにあたり、リモート支援ツールを利用してリモート接続を行います。なお、甲の判断で、都度乙からのリモート接続を拒否することができます。
5. リモート支援ツールの利用を許可した場合、甲は次の内容に同意するものとします。
 - (1) リモート接続中、「機械」の画面を乙が閲覧すること、および甲の許可のもと当該画面を乙が操作すること。
 - (2) リモート接続中、「リモートアシスタンス」の履行状況のログを採取すること。
 - (3) 乙がリモート支援ツールを利用して「リモートアシスタンス」を甲に提供する時間帯が、乙の営業日における乙所定の営業時間内であること。
6. 乙は、甲の許可なく甲のジョブデータを収集しません。
7. 乙は、「リモートアシスタンス」の不良に対する法律上の責任を含むすべての明示または黙示の修補責任および「リモートアシスタンス」に起因する甲の逸失利益、特別な事情から生じた損害、データ喪失等に対する損害の補償ならびに無体財産権に関し第三者から甲に対してなされた使用の差止および損害賠償請求等について、何ら責任を負うものではありません。
8. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「リモートアシスタンス」の利用を中止することができます。
9. 乙は、「リモートアシスタンス」を使用して「機械」から収集する環境情報およびログ情報(以下「収集情報」という)を、甲の秘密情報として管理し、いかなる第三者に対しても開示・漏洩されないよう適切な措置を講じます。ただし、乙が「リモートアシスタンス」の提供および「機械」の保守の全部または一部を第三者に委託する場合、「収集情報」を委託先に開示できます。
10. 前項ただし書にもとづき、乙が「収集情報」を第三者に開示する場合、乙は前項における乙と同様の義務を当該第三者に課します。
11. 乙は、「収集情報」を「リモートアシスタンス」の履行および「機械」の保守の履行ならびに必要な応じた甲への提案以外の目的で使用しないものとします。
12. 「収集情報」が次の各号の一に該当する場合、乙は前3項に定める義務を負いません。
 - (1) 本契約締結時点で既に公知であるか、本契約締結後に乙の違反によらず公知となった情報
 - (2) 本契約締結の前後を問わず、法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
 - (3) 「収集情報」を利用せずに独自に開発したもの
13. 第9項乃至第11項は、「リモートアシスタンス」の利用終了後3年間有効に存続します。

以上